

令和3年度「個別専門指導事業（諸制度改正に伴う専門家派遣等事業）」「組合コンサルタント指導事業」実施要領

令和3年4月
全国中小企業団体中央会

1. 趣 旨

組合等連携組織は、経営環境の変化等に対応し、組合員企業の経営革新に必要な共同事業を実施するとともに、迅速かつ効率的な組織運営を行うことが求められている。しかし、こうした組織活動においては常に様々な課題を内包している。特に、人材や資金面等の制約から新技術等への対応難、グローバル化が進む中での新市場開拓の遅れ、環境問題への対応、諸制度改正や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等組織内部では解決が困難で専門的かつ高度な支援を必要とする課題があるほか、ある程度の時間をかけて組織の事業実施体制・運営体制等を確立していくための支援が必要となっている。

そこで、こうした課題を有する組合等連携組織に対し、全国中央会がそれぞれの分野の専門家を委嘱し、課題解決のためのアドバイスを行うことにより、共同事業の強化及び組織運営体制整備等を図ることを目的とする。

2. 指導対象

本会における指導対象は、全国を地区とする組合、2以上の都道府県の区域を地区とする組合、概ね中小企業者で構成あるいは出資する一般社団法人、一般財団法人、共同出資会社及び任意グループとする。

3. 指導方法及び指導時間

(1) 個別専門指導事業（諸制度改正に伴う専門家派遣等事業）

組合等が直面している課題の解決を図るため、全国中央会が委嘱した専門家及び中央会指導員を、組合等の要請に基づいて派遣し、必要な指導を行うものとする。この際、原則として日時を定め、一定の場所において相談指導ないしは講義等の形態で行うほか、必要に応じて現地指導等も実施する。なお、諸制度改正等に伴う事案については、「諸制度改正に伴う専門家派遣等事業」として取り扱うものとする。指導時間は原則として1回2時間とし、期間・回数は、そのテーマに応じ1回ないしは2回程度とする。

〔対象となるテーマ例〕

- イ. 組合運営及び共同事業におけるITの活用（デジタル化の推進）
- ロ. 組合運営等に関する法律事項
- ハ. 会計・税務処理
- ニ. 組織金融
- ホ. 組織運営全般
- ヘ. 新規共同事業の開発
- ト. 働き方改革に向けた規約規程類の整備
- チ. その他

(2) 組合コンサルタント指導事業

組合等における共同事業実施体制及び組織運営体制等の整備を図るため、全国中央会が委嘱した専門家及び中央会指導員を、組合等の要請に基づいて派遣し、原則6ヵ月以上継続して、月1回以上の指導を行う。

〔対象となるテーマ例〕

- イ. 組合共同事業運営に関する指導
 - ・共同事業実施体制の整備
 - ・各事業における業務手順の確立 等
- ロ. 組織運営実務に関する指導
 - ・総会、理事会、各種委員会等の開催
 - ・行政庁への届出事項
 - ・規約、規程等の整備 等

4. 経 費

(1) 個別専門指導事業（諸制度改正に伴う専門家派遣等事業）

本事業については、原則として専門家謝金・旅費等の経費の全額を全国中央会が負担することとする。

(2) 組合コンサルタント指導事業

本事業については、専門家謝金・旅費等の経費の6割を全国中央会が負担することとし、4割を組合等が負担することとする。

5. 委嘱する専門家

本会が委嘱する専門家は、以下に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者（大学等教育機関関係者、公的研究機関関係者）
- (2) 弁護士
- (3) 公認会計士
- (4) 弁理士
- (5) 司法書士
- (6) 税理士
- (7) 社会保険労務士
- (8) 中小企業診断士
- (9) ITコーディネータ
- (10) システムエンジニア等情報処理技術者
- (11) その他事業実施に当たり適切な知識を有する者

6. 申し込み

別紙様式1または様式2により、相談日等の2週間前までに全国中央会に申し込むものとする。